日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
平成28年2月1日	関東財務局長⑽第00726号	株式会社東京スター・ビジネス・ファイナンス（株式会社ＴＳＢキャピタル）
平成28年2月2日	兵庫県阪神南県民局長⑺第20557号	アシスト（尼崎金融センター）
平成28年2月15日	愛知県知事⑶第04193号	有限会社大国屋（トータルファイナンス大国屋）（有限会社大国屋）

平成28年3月16日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
和歌山県知事⑷第01404号	細川商事
沖縄県知事⑺第02479号	Mファーム
京都府知事⑻第02016号	ケンファイナンス
東京都知事⑵第31358号	株式会社東京スター・ビジネス・ファイナンス
沖縄県知事⑴第04214号	成善
沖縄県知事⑴第04213号	sky株式会社

原子力規制委員会防災業務計画の修正要旨の公表について

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第１項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、原子力規制委員会防災業務計画を修正したので、同条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成28年４月４日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力規制委員会防災業務計画の修正要旨

一　修正の目的

国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律の施行（平成28年４月１日）に伴い、及び規定の整備を行うため、原子力規制委員会防災業務計画を修正した。

二　修正年月日

平成28年３月23日

三　施行年月日

平成28年４月１日

四　修正の要旨

国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律の施行（平成28年４月１日）に伴い、及び規定の整備を行うため、以下の修正をした。

○国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う修正

「放射線医学総合研究所」を「量子科学技術研究開発機構」に名称を修正した。

○その他の修正

原子力災害応急対策業務等を遅滞なく実施するとともに、継続性を確保するため、業務継続計画に係る記述を追記した。

本来原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部が実施すべき、ＰＡＺ及びＵＰＺを管轄する地方公共団体に対する防護措置準備及び避難等の要請の必要性の判断、要請案の提出に関する事項が、原子力規制委員会が実施すべき事項として記述されている部分を削除した。

オフサイトセンターの代替施設を指定又はこれを変更する際の手続きを修正した。

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置並びに原子力災害対策特別措置法第15条第３項に基づく指示案等に関する記載箇所を変更するとともに、医療関係等の文言を修正した。

国　家　試　験

税理士試験公告

平成28年度（第66回）税理士試験の施行について、税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）第６条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年４月４日

国税審議会会長　岩﨑　政明

税理士試験は、次の要領で行う。

一　試験日時及び試験科目

平成28年８月９日（火）

午前９時から同11時まで	簿記論
午後０時30分から同２時30分まで	財務諸表論
午後３時30分から同５時30分まで	消費税法又は酒税法

平成28年８月10日（水）

午前９時から同11時まで	法人税法
正午から午後２時まで	相続税法
午後３時から同５時まで	所得税法

平成28年８月11日（木・祝）

午前９時から同11時まで	固定資産税
正午から午後２時まで	国税徴収法
午後３時から同５時まで	住民税又は事業税

（注）１　解答に当たり適用すべき法令等は、平成28年４月４日（月）現在施行のものとする。

２　試験科目のうち住民税とは、地方税法のうち道府県民税（都民税を含む。）及び市町村民税（特別区民税を含む。）に関する部分を呼称したものである。

二　試験実施地

別表の「受験地」欄に掲げる都道府県

三　受験手続

１　受験案内及び申込用紙の交付

⑴　交付期間　平成28年４月14日（木）から同年５月20日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く、午前９時から午後５時まで）

ただし、郵送で申込用紙等を請求する場合は、平成28年５月９日（月）までに、封筒の表面に「税理士請求」と赤書の上、返信用封筒（Ａ４判大）を同封して、１人１部ずつ請求すること。

なお、返信用封筒には、郵便番号・宛先を明記し、140円分の切手を貼ること。

⑵　交付場所　別表に掲げる各国税局及び沖縄国税事務所（以下「国税局等」という。）

２　受験申込みの受付

⑴　受付期間　平成28年５月10日（火）から同年５月20日（金）まで

（注）１　申込書類が完備しており、かつ、平成28年５月20日（金）までの通信日付印のあるもの（料金後納郵便又は料金別納郵便については、平成28年５月20日（金）までに到着したもの）に限り受け付ける。

なお、封筒の表面に「税理士受験」と赤書の上、必ず書留又は簡易書留で送付すること。

２　国税電子申告・納税システム（ｅ－Tax）で受験申込みを行う場合は、平成28年５月20日（金）までに受験申込手続きを完了し、かつ、平成28年５月20日（金）までに申込書類の全てにつき提出があったもの（平成28年５月20日（金）までの通信日付印のあるもの（料金後納郵便又は料金別納郵便については、平成28年５月20日（金）までに到着したもの））に限り受け付ける。

なお、封筒の表面に「税理士試験電子申請添付書類」と赤書の上、必ず書留又は簡易書留で送付すること。

⑵　郵送先　試験を受けようとする受験地を管轄する国税局等（別表参照）

３　申込書類

⑴　税理士試験受験願書・税理士試験受験申込書

⑵　受験票及び写真票

⑶　受験資格を有することを証する書面